

# 令和 2 年度

## 第 9 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 2 年 11 月 5 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 59 分

場所 庄原市口和自治振興センター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画(12 月 1 日公告)の決定

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

議案第 6 号 庄原市農業委員会規則の改正について

議案第 7 号 庄原市農業委員会地域ブロック会議設置規程の制定について

議案第 8 号 庄原市農業委員会拡大役員会設置規程の制定について

議案第 9 号 庄原市農業委員会広報委員会設置規程の制定について

備考

## 庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義		○	13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	原田 實夫	○		15	柳生 卓三	○	
4	堀江 唯雄	○		16	高坂 勝博	○	
5	木村 英宗	○		17	金本 篤子	○	
6	三吉 和宏	○		18	前田 憲二	○	
7	増谷 克則	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子		○
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

氏名	出席	欠席
川上 祐司	○	

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥	○	
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀		○
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任主事	宗信 彰吾	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	日野原 祥二		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太	○	

事務局長	<p>ただ今より令和2年度第9回庄原市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は会場が口和自治振興センターなので、口和出張所長から挨拶をいただきたいと思いを、</p> <p>(口和出張所長挨拶)</p>
事務局長	<p>本日は1番入田委員、22番青才委員、23番松長委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。</p>
事務局長	<p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、会議を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
議長	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。10番前田委員さん、11番宮崎委員さん、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それではまず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号27から33の7件について事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>口和町の農地利用最適化推進委員の川上委員さんが来られているので、受付番号30番について何か付け加えやご意見があればお願いします。</p>
川上推進委員	<p>特に付け加えることはありませんが、親から子への贈与ということで問題はない事案であると思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ここでご質疑・ご意見等受け付けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>

議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号27から33の7件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、受付番号27から33の7件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画(12月1日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和2年10月期の申し込み分については、別冊「令和2年12月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回は利用権設定の一般分が合計2件の契約面積8,702㎡となっております。</p> <p>(内訳を読み上げる。以下略)</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
議長	<p>何かご質疑・ご意見等はございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号8について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員	<p>(説明 以下 概要)</p>

(比和出張所)	<p>受付番号 8</p> <p>位置等：説明資料の 3・4 ページに記載</p> <p>転用事由：農機具格納庫</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：用途区分の変更済み</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。何かご質疑・ご意見等がございますか。</p>
議長	<p>これは第 1 種農地か。</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>はい。1 種農地です。</p>
議長	<p>他にご質疑・ご意見はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>それでは、受付番号 8 について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 33 から 40 の 8 件について事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 33・34・35(同一箇所転用目的も同一なので一括で説明)</p> <p>位置等：説明資料の 5・6・7 ページに記載</p> <p>転用事由：宅地拡張</p> <p>資金計画：全額宅地分譲者の負担</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：令和 2 年 10 月に除外済み</p>

	<p>受付番号 36</p> <p>位置等：説明資料の 5・8 ページに記載</p> <p>転用事由：共同住宅及び駐車場</p> <p>資金計画：全額借入資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：都市計画区域の用途地域のため不要</p> <p>その他：令和 2 年 6 月 5 日総会で共同住宅及び駐車場として 5 条許可をした農地であるが、譲受人の体調不良により事業計画を遂行できないため、令和 2 年 10 月 6 日付けで許可取消願が出され、取り消しとしている。</p> <p>受付番号 37</p> <p>位置等：説明資料の 5・9 ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：令和 2 年 10 月に除外済み</p> <p>受付番号 38</p> <p>位置等：説明資料の 15・16・17 ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：令和 2 年 3 月に除外済み</p> <p>その他：譲受人と地域移住民の誓約書の添付あり</p> <p>受付番号 39</p> <p>位置等：説明資料の 26・27 ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	
<p>事務局員 (総領出張所)</p>	

	<p>受付番号 40</p> <p>位置等：説明資料の 26・28 ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。何かご質疑・ご意見等がございますか。</p>
議長	<p>受付番号 38 の誓約書のたたき台は支所の方で作成したのか。それとも住民の方が作成したのか。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>たたき台は地域住民の方から意見をいただいて作られており、内容は地域住民と業者の話し合いで決められています。</p>
議長	<p>これは今契約している株式会社 WAKO との誓約書だが、もし転売された場合は無効となるのか。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>そこまでは考えて作成されていないようです。</p>
議長	<p>転売されたような事例が県内でも発生しておりますので、転売や地上権の設定を懸念したような同意書もこれから考えていかなければならないと思う。</p>
議長	<p>他に皆様の方からご意見等ございませんか。</p>
15 番柳生委員	<p>地域住民に一人でも反対がいたらできないという話をきっかけに、地域の方が一生懸命業者さんと話し合いをして取り決められた経緯がある。何十年先の話には至らなかったが、また必要になったら検討していかなければならないと思う。</p>
議長	<p>転売する際には住民の方に声をかけていただくなどそういう取り決めが今後必要になっていくかと思う。</p>
議長	<p>他にございますか。</p>

議長	<p>(なしという声)</p> <p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号33から40の8件を一括で採決したいと思います。</p> <p>これにご異議はございませんか。</p>
議長	<p>(なしという声)</p> <p>それでは受付番号33から40の8件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第5号「非農地証明申請について」を上程いたします。受付番号24から26の3件について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (高野出張所)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>受付番号24</p> <p>位置等：説明資料36・37ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和44年頃に建物を建てるため畑を埋め立てた。</p> <p>現地確認：申請地は宅地として利用されており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：顛末書の添付あり</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>受付番号25</p> <p>位置等：説明資料3・38ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成3年に申請者の父親が亡くなり、耕作をやめ、荒廃した。</p> <p>現地確認：申請地は河川と山林に挟まれた土地で、橋も狭くトラクター等の進入もできないような場所に所在し、原野化しているため、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
事務局員 (総領出張所)	<p>受付番号26</p> <p>位置等：説明資料26・39ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成12年頃に倉庫、車庫を建てており耕作していない。</p> <p>現地確認：申請地には車庫等が建っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：顛末書の添付あり</p>

議長	<p>以上で説明が終わりました。 何かご質疑・ご意見等がございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請について」受付番号 24 から 26 の 3 件を一括で採決したいと思います が、これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、受付番号 24 から 26 の 4 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙 手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 6 号「庄原市農業委員会規則の改正について」から議案第 9 号「庄原 市農業委員会広報委員会設置規程の制定について」を上程いたします。 事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>趣旨といたしましては、役員会の所掌事務の明記、庄原地域と東城地域の役員数を増やす こと、地域ごとのブロック会議の設置、農業委員と推進委員の合同の役員会の設置及び広 報委員会の設置するため、必要な規則改正及び規程の制定を行うものです。</p>
事務局員 (本庁)	<p>議案第 6 号「庄原市農業委員会規則の改正について」につきましては、新旧対照表のと おり、3 点変更しております。 (変更内容説明 以下 概略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 所掌に関し規定を追加。</li> <li>② 役員会の人数について庄原と東城を 1 名追加。表記を○○地域に変更。</li> <li>③ 役員会に必要な応じて農地利用最適化推進委員または関係者を出席していただき、意 見を求めることができる旨を明記。</li> </ol>
事務局員 (本庁)	<p>議案第 7 号「庄原市農業委員会地域ブロック会議設置規程の制定について」につきま しては、今まではなかったものですが、地域ごとの農業委員・推進委員の意見集約及び連絡調 整によって、農地等の利用の最適化の推進を図るため、新たにこの規定を設ける ものです。 (別冊にて設置規程案の内容の詳細を説明)</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>議案第 8 号「庄原市農業委員会拡大役員会設置規程の制定について」につきましては、市内全域の農地等の利用の最適化の推進に関する協議及び調整により、市内全域の農地等の利用の最適化の推進を図るため、新たに規定を設けるものです。 (別冊にて設置規程案の内容の詳細を説明)</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>議案第 9 号「庄原市農業委員会広報委員会設置規程の制定について」につきましては、現在既に広報委員会が動いているところではありますが、その整備をするために規定を制定させていただけたらと考えております。 提案理由といたしましては、農業委員会の活動状況及び地域農業に関する情報を農業者に広報するため、新たに規定を設けるものです。 (別冊にて設置規程案の内容の詳細を説明) 第 4 条に「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ広報委員会で互選したものがその職務を代理する。」とありますが、実際今のところは副委員長を決めておりますので、現状で言えば副委員長が代理をされることになるかと思えます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 これで庄原市内の農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん全てが同じ情報を共有したり、意見を述べたりする体制が整うのではないかと思います。 何かご意見はございますか。</p>
<p>5 番木村委員</p>	<p>地域ブロック会議と拡大役員会設置規程案の中に、「農地等」という文言があるが、具体的に何を指しているのか。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>「農地等」という文言は、農地又は採草放牧地の 2 つを指します。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございますか。</p>
<p>8 番財間委員</p>	<p>趣旨は分かるのだが、具体的にはどういったことを話し合おうとしているのか、頻度などイメージが湧くように説明してもらいたい。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>今は農地パトロールの際に集まっていたいただいているのですが、その中で課題が見えてくるかと思えます。課題についてパトロールの後に話し合うことや、人数が多くなり集まりづらい研修会をブロックごとで行うことを考えております。 研修会は今まで人数が多すぎて集まりにくいというものがあつたのですが、7 会場全てや</p>

議長	<p>るのか、ある程度まとまってやるのかは皆さんのご意見を聞きながらになると思いますが、そういった研修も考えております。</p> <p>他にご意見はございますか。</p>
16 番高坂委員	<p>地域代表が各地区 1 名となっていて、今総領はいらっしゃらないが、空白にしておくのか。また、ブロック会議もブロック長がおらず開けないと思われるが、どのように対処するのか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>現在は総領地域がいらっしゃらない状況ですが、今後どの地域でも起こりうる可能性があります。</p> <p>忽ちは総領地域については役員なしで考えております。しかし、規定をなくしてしまいますと、将来出てこられたときに改正が必要になりますので、総領の名前を残した形にしてあります。</p> <p>ブロック会議につきましては、推進委員さんが 2 名いらっしゃいますので、その 2 名でやっていたかどうかは思っておりますが、総領から 2 名は厳しいというような話が出ましたら、また対応を検討したいと考えております。</p>
議長	<p>他にございますか。</p>
15 番柳生委員	<p>正直推進委員の顔が分からない方は多いと思う。</p> <p>問題が出た時というだけでなく、ブロックごとに農業委員・推進委員全員で集まって検討するという体制を望みたい。</p>
事務局長	<p>農業委員会の制度が変わって現在は二期目です。一期目の体制では推進委員と農業委員が話し合ったり集まったりする機会がなく、情報伝達が難しいという実態がありました。</p> <p>こういった体制でやっていくのが、互いの連携が取れて情報共有ができるのかを検討いたしまして、今の提案をさせていただいております。</p> <p>地域によって状況が違いますので、地域ごとに推進委員と農業委員が一緒になって物事を考える機会として、ブロック会議を考えております。</p> <p>農業委員がいない総領地域についても推進委員に話を進めていただければと思っております。</p> <p>また、全体的な集まりも必要となりますので拡大役員会という位置づけも作っております。</p>
事務局長	<p>元々は先ほど意見もありましたが、どうしたら推進委員と農業委員がうまく連携できるかを考える中で生まれたことであり、内容について細かく決めたことはございません。</p>

	<p>やっていく中で新たな方法も出てくるかと思っております。</p> <p>農地法、農業委員会法が変わっていく中で、組織としてどういう形がいいか、今の段階での結論として提案させていただきました。</p>
議長	<p>開催期について規定で挙げた方がいいのかについては役員会でも審議いたしました。最初の頃はこちらの方からお示ししたいと考えています。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。</p> <p>「庄原市農業委員会の設置規程の制定」について議案第6号から第9号まで、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数、決定されました。</p>
議長	<p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p>
議長	<p>それでは、会長報告を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7日 女性農業委員協議会のリモート会議</li> <li>・8日 総領の現地確認</li> <li>・13日 総領の農地パトロール</li> <li>・16日 会長・事務局長会議</li> <li>・26・30日 旧庄原の農地パトロール</li> <li>・11月2日 旧庄原の農地パトロール</li> </ul> <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>会長報告は以上です。それでは、「その他」について事務局からお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(農地係長が、その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8回役員会の内容について</li> <li>・今後の日程について</li> <li>・農地等の利用の最適化の推進に関する指針について</li> <li>・2020年度 全国農業図書 普及推進図書</li> </ul> <p>について報告を行った。</p>

議長	何か皆様の方からございますか。  (なしという声)
議長	それでは、令和2年度第9回総会を終了させていただきます。(午後2時59分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和2年11月5日

議長  
(道下 和子) \_\_\_\_\_

10番委員  
(前田 耕廣) \_\_\_\_\_

11番委員  
(宮崎 譲) \_\_\_\_\_